

安芸市プレミアム付商品券 取扱事業者 募集要綱

1. 趣旨

消費税・地方消費税税率引上げに伴い低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）発行事業において、商品券の取扱事業者を募集します。

2. 実施概要

(1) 額面 500 円券 10 枚の 5,000 円分を 1 セットとし、4,000 円で販売します。

①住民税非課税者：一人につき、最大 25,000 円の商品券を 20,000 円で購入できます。

②子育て世帯：対象となる子ども一人につき、最大 25,000 円の商品券を 20,000 円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます。

(2) 商品券の使用期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までとします。

取扱事業者は、上記期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行います。いかなる理由があっても有効期限後の商品券の使用はできません。

(3) つり銭は支払わないものとします。

(4) 受領した商品券の再使用はできません。不正防止のため、取扱事業者は、商品券を受領した際は、速やかに商品券裏面の記載欄に取扱事業者名（または店舗名）の記入、もしくはスタンプ等の押印を行ってください。

(5) 取扱事業者は、商品券が利用できない商品を任意に指定することができます。（利用者に分かりやすく掲示する等の措置をお願いします。）

3. 商品券が使用できない商品等

商品券の使用対象外となる物品の購入又は役務の提供は、以下のものとします。

① 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等

② 現金への換金、寄附、有価証券の購入、債務の支払

③ ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等

④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等

⑤ 税金、官公庁の公共料金（ごみ袋は除く）、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料、テレビ受信料等

⑥ たばこの購入

⑦ 鉄道、バス、航空機、船舶等公共交通機関の運賃料金等（ただし、タクシー及び代行、旅行パックツアーの購入は除く）

⑧ 上記と同類であると判断される商品やサービス

4. 取扱事業者の資格と要件

商品券の取扱事業者は安芸市内に店舗を有する事業者とします。ただし、以下に該当する事業者は対象外とします。

- (1) 安芸市暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第2条に規定する暴力団、暴力団員であると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (3) 安芸商工会議所が本事業の目的に照らし、取扱事業者として登録することがふさわしくないと判断した事業者

5. 登録手続き ※登録費用は無料

- (1) 商品券の取扱を希望する事業者は、取扱事業者登録申請書兼誓約書(別記様式)に所定の事項を記入し、安芸商工会議所(以下、「当所」という。)に提出してください。様式は、当所で配付するほか、当所のホームページ <http://www.cciweb.or.jp/aki/> からダウンロードできます。
- (2) 申請書の提出は、郵送もしくは窓口にご持参ください。その際、申請履歴照会等のため、提出前に必ずコピー等の控えをとっていただくようお願いします。

<<提出先>>

〒784-0004 高知県安芸市本町3丁目11-5

安芸商工会議所 担当：門脇、濱田

- (3) 当所は、事業者から提出があった取扱事業者登録申請書兼誓約書を審査し、登録台帳に登録します。取扱事業者には、当所から、登録証を交付するとともに、ステッカー、のぼり旗をお渡しします。
※ステッカーは取扱店であることが利用者にわかるよう店舗の見やすい位置に掲示してください。
※登録証は商品券を換金する際に必要となりますので大切に保管してください。
- (4) 申請内容に虚偽、不備等があった場合、登録を取り消すことがあります。

6. 換金手続き ※換金費用は無料

- (1) 取扱事業者は、消費者より受け取った商品券並びに換金請求書を換金期間内に当所に持参してください。その際、商品券裏面の取扱店欄に、取扱事業者名(または店舗名)の記入もしくはスタンプ等の押印があるか確認いたします。
- (2) 毎月15日締め、20日支払いと毎月末締めの翌月5日支払いとします。但し、締め日又は支払日が土・日・祝日の場合は翌営業日とします。
- (3) 換金請求の最終は令和2年3月6日までとし、最終支払日は3月16日とします。
3月17日以降は取扱できません。
- (4) 支払い方法は、支払日に予め登録を頂いた換金担当者に当所までお越しいただき、予め指定のあった下記の金融機関の小切手で支払います。

金融機関：四国銀行安芸支店、高知銀行安芸支店

高知信用金庫安芸支店、高知県農業協同組合あき支所

- (5) 支払い日には、登録証、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)をご持参下さい。

7. 募集期間

募集期間は、令和元年8月1日から8月30日とします。

商品券の購入対象者へ商品券購入引換券を発送する際、募集期間内に申込まれた事業者の店舗名が記載された取扱店一覧（チラシ等）を同封いたします。

なお、募集期間後も随時、受け付け、安芸商工会議所のホームページで取扱店一覧を更新、案内いたします。

8. 注意事項

(1) 取扱事業者の取り消し及び市への賠償責任

取扱事業者が次のような行為を行った場合は、当該商品券事業における登録を取消すことがあります。その場合、取扱事業者に損害が生じても安芸市及び当所は賠償の責任を負いません。また、これらの行為により安芸市及び当所に損害を生じさせた場合において、取扱事業者は賠償の責任を負います。なお、悪質と認められる場合は刑事告訴を行う場合もあります。

- ① 商品券を不正に取得し、又は使用し、換金した場合
- ② 商品券を故意に棄損及び破損した場合、又は改造や偽造を行った場合
- ③ 使用済み商品券を再使用した場合、又は他の者に譲渡（無償も含む）した場合
- ④ 使用が禁止されている商品等に対し、故意に商品券を使用させた場合
- ⑤ その他、本要綱、関係法令等に違反した場合

(2) 取扱事業者における商品券の管理責任

消費者が使用した商品券について、換金するまでの間、管理責任は取扱事業者にあるものとします。それを踏まえ、商品券に係るトラブルには以下のように対応します。

- ① 取扱店が保管中の商品券が紛失、盗難、滅失その他事故にあった場合、安芸市及び当所は一切その責任を負いません。したがって、商品券の再発行等も行いません。
- ② 商品券に係る利用者と取扱店舗間のトラブルは、基本的には両方で解決をお願いします。ただし、トラブルの原因が商品券制度そのものに起因し、安芸市の判断が必要な場合（例えば当該商品が禁止商品かどうか等）はご相談ください。

(3) 小切手の紛失等

当所が支払った小切手について、取扱店が紛失、盗難、滅失その他事故にあった場合、安芸市及び当所は一切その責任を負いません。

9. 問い合わせ・申し込み先

〒784-0004 高知県安芸市本町3丁目11-5

安芸商工会議所 担当：門脇、濱田

TEL:0887-34-1311 FAX:0887-34-1310

HP: <http://www.cciweb.or.jp/aki/>